

資料 1

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の一部改正について

平成22年5月25日
福島県生活環境部

第1 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の一部改正について

1 ふっ素及びその化合物に係る排水基準について

(1) 水質汚濁防止法の排水基準

- 水質汚濁防止法（以下「水濁法」と略す。）の排水基準は、公共用水域の環境基準を達成・維持するため、特定事業場からの排出水中の汚染物質を全国一律の濃度基準で規制することを目的として、42項目について排水基準を定める省令で定められている。
- このうち、ふっ素及びその化合物（以下「ふっ素」と略す。）については、平成11年に人の健康の保護に関する水質環境基準（有害物質）として追加設定されたことを受けて、平成13年6月に一律排水基準（河川・湖沼：8mg/L、海域：15mg/L）が定められたが、この基準に直ちに対応することが困難な業種については、平成22年6月30日までの期限で暫定排水基準が適用されている。
- 今般、この暫定排水基準が適用期限を迎えることから、環境省では平成22年7月1日以降の方針を示し、暫定措置を定めることとしている。（6月上旬省令の改正予定）

国の暫定措置の概要

- 1 非鉄金属製錬・精製業を一律排水基準へ移行
- 2 暫定排水基準適用期間の3年間延長 等

(2) 「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（上乗せ条例）の上乗せ排水基準

- 水濁法の一様排水基準は、最低限の許容濃度として定められていることから、同法では、都道府県知事が地域の実情に応じて一律排水基準よりも厳しい基準（以下「上乗せ排水基準」と略す。）を定めることができる旨を規定（水濁法第3条第3項）しており、本県では、県内の公共用水域の水質保全を積極的に

図る観点から、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和50年条例第18号。以下「上乘せ条例」と略す。）を制定し、上乘せ排水基準を設定している。

- このうち、ふっ素については、平成13年6月の水濁法の一律排水基準の設定を受け、同年12月に上乘せ排水基準（海域のみ：8又は1.0mg/L）を新たに定めた。その際、水濁法の暫定排水基準が適用される業種については、当該基準よりも厳しい暫定上乘せ排水基準を設けて対応しており、これまで、2回の適用期間の延長及び一部業種を適用除外しながら現在に至っており、現在の暫定上乘せ排水基準は平成22年7月31日までの適用となっている。

暫定排水基準適用業種の推移

平成13年12月	→	17年3月改正	→	19年7月改正
16業種	→	9業種	→	6業種

2 ふっ素に係る上乘せ排水基準の一部を改正する必要性について

現在のふっ素に係る暫定上乘せ排水基準は、平成22年7月31日をもって適用期限を迎えることから、これ以降の排水基準については、従前の上乗せ条例の考え方を踏襲し、水濁法の一律排水基準の適用の考え方と整合を図りながら、暫定措置を定める必要がある。

3 ふっ素に係る暫定上乘せ排水基準の改正案について

- (1) 水濁法に基づく平成22年7月1日以降の暫定措置としては、現在、暫定排水基準が定められている6業種のうち、非鉄金属製錬・精製業の1業種を暫定排水基準の適用対象から除き、一律排水基準を適用させるよう移行させることから、この考え方に沿って、上乘せ条例の暫定排水基準の適用対象から、非鉄金属製錬・精製業を除く。
- (2) 残りの5業種については、法では、暫定排水基準の適用期間を平成25年6月30日まで3年間延長する予定であるため、上乘せ条例の暫定排水基準の適用期間については、3年間延長として平成25年7月31日までとする。

継続5業種：ほうろう鉄器製造業、うわ薬製造業、化学肥料製造業、
電気めっき業、旅館業（昭和49年以降にゆう出した温泉を利用）

4 上乘せ排水基準の改正に伴う事業場等への影響について

- (1) 暫定排水基準の適用を除外する非鉄金属製錬・精製業に該当する特定事業場は、県内に約20事業場が所在しているが、これまでの立入検査の結果等から事業者が特段の措置を講じなくても今後適用する一律排水基準に対応できる状況にある。
- (2) 残りの5業種に該当する特定事業場は、県内に約2,500事業場が所在しているが、今回の改正は適用期間を延長する措置のため、新たな対応は不要である。

第2 福島県生活環境の保全等に関する条例第29条第1項に基づく排水指定事業場排水基準の改正について

1 ほう素及びふっ素に係る排水基準について

(1) 水濁法に基づく排水基準

水濁法に基づく排水基準のうち、ほう素及びその化合物（以下「ほう素」と略す。）並びにふっ素については、人の健康の保護に関する水質環境基準として追加設定されたことを受けて、平成13年に一律排水基準（ほう素；河川・湖沼：10mg/L、海域：230mg/L。ふっ素；河川・湖沼：8mg/L、海域：1.5mg/L）が定められた。しかし、この基準に直ちに対応することが困難な業種については、平成22年6月30日までの期限で暫定排水基準が適用されている。

今般、この暫定排水基準が適用期限を迎えることから、環境省では平成22年7月1日以降の方針を示し、暫定措置を定めることとしている。

国の暫定措置の概要

1 暫定排水基準適用期間の3年間延長

(2) 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水指定事業場排水基準

福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年条例第32号。以下「生活環境条例」と略す。）では、水濁法で規制対象とならない12の業種又は施設を設置する工場・事業場を「排水指定事業場」として規定し、排水基準（以下、「排水指定事業場排水基準」と略す。）を定めている。このうち、ほう素及びふっ素については、平成15年3月28日に排水指定事業場排水基準（ほう素；河川・湖沼：10mg/L、海域：230mg/L。ふっ素；河川・湖沼：8mg/L、海域：1.5mg/L）を新たに定めた。その際、排水指定事業場排水基準に直ちに対応することが困難な業種については、一律排水基準の適用の考え方に準じて暫定排水指定事業場排水基準を設けて対応しており、これまで暫定措置を1回延長をしている。

2 ほう素及びふっ素に係る排水指定事業場排水基準の一部を改正する必要性について

現在のほう素及びふっ素に係る暫定排水指定事業場排水基準は、平成22年6月30日をもって適用期限を迎えることから、これ以降の暫定排水指定事業場排水基準については、従前の生活環境条例の考え方を踏襲し、水濁法の一律排水基準の適用の考え方と整合を図りながら、暫定措置を定める必要がある。

- 3 ほう素及びふっ素に係る暫定排水指定事業場排水基準の改正案について
生活環境条例に基づく暫定排水指定事業場排水基準の適用期間については、3年間延長とし、平成25年6月30日までとする。

なお、水濁法に基づく排水基準の今後の暫定措置については、一部の業種については適用対象から除かれる業種は、排水指定事業場には該当しないことから、生活環境条例の適用業種を改正する必要はない。

- 4 暫定排水指定事業場排水基準の改正に伴う事業場等への影響について
暫定排水指定事業場排水基準が適用される排水指定事業場は、約220事業場であるが、今回の改正は適用期間を延長する措置のため、新たな対応は不要である。

(写し)

22 環保第 159 号
平成 22 年 4 月 23 日

福島県環境審議会長 様

福島県知事

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準等の改正について (諮問)

このことについて、水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 第 21 条第 1 項及び福島県生活環境の保全等に関する条例 (平成 8 年福島県条例第 32 号) 第 96 条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準の改正について
- (2) 福島県生活環境の保全等に関する条例第 29 条第 1 項に基づく排水指定事業場排水基準の改正について

2 諮問理由

- (1) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準の改正について

本県では、ふっ素及びその化合物 (以下「ふっ素」という。) に係る排水基準について、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例 (昭和 50 年福島県条例第 18 号。以下「上乗せ条例」という。) により、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準 (海域: 15 mg/L、海域以外: 8 mg/L) より厳しい排水基準 (以下「上乗せ排水基準」という。海域: 8 又は 10 mg/L) を定めている。その際、この上乗せ排水基準に直ちに対応することが困難な業種については、一律排水基準の適用に関する国 (環境省) の考え方に準じて暫定排水基準を設定しており、平成 22 年 7 月 31 日まで適用することとしている。

今般、現行の上乗せ条例に係る暫定排水基準が平成 22 年 7 月 31 日をもって適用期限を迎えることから、現在、環境省が定めようとしている暫定措置との整合を図るため、上乗せ排水基準の一部を改正することとしたい。

- (2) 福島県生活環境の保全等に関する条例第 29 条第 1 項に基づく排水指定事業場排水基準の改正について

本県では、公共用水域の水質を良好に保全するため、福島県生活環境の保全等に関する条例 (平成 8 年福島県条例第 32 号。以下「生活環境条例」という。) により水質汚濁防止法では規制対象とならない 12 の業種又は施設を設置する工場・事業場を「排水指定事業場」として規定し、排水指定事業場排水基準を定めている。このうち、ほう素及びその化合物 (以下「ほう素」という。) 並びにふっ素については、平成 15 年 3 月に排水指定事業場排水基準 (ほう素…海域: 230 mg/L、海域以外: 10 mg/L、ふっ素…海域: 10 又は 15 mg/L、海域以外: 8 mg/L) を定めている。その際、排水指定事業場排水基準を直ちに達成することが困難な業種については、一律排水基準の適用に関する環境省の考え方に準じて暫定排水基準を設定し、平成 22 年 6 月 30 日まで適用することとしている。

今般、現行の排水指定事業場排水基準に係る暫定排水基準が平成 22 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、上乗せ条例との整合を図るため、生活環境条例に基づく排水基準の一部を改正することとしたい。

3 改正内容

- (1) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準の改正について

ア 暫定排水基準の適用対象から、非鉄金属製錬・精製業の 1 業種を除くものとし、この業種については、一律排水基準を適用することとする。

イ 暫定排水基準の適用期間を平成 25 年 7 月 31 日までとする。

- (2) 福島県生活環境の保全等に関する条例第 29 条第 1 項に基づく排水指定事業場排水基準の改正について

ア 暫定排水基準の適用期間を 3 年間延長し、平成 25 年 6 月 30 日までとする。

関係法令・条例 (抜粋)

水質汚濁防止法 (昭和45年12月25日法律第138号)

(排水基準)

第3条 排水基準は、排出水の汚染状態 (熱によるものを含む。以下同じ。) について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第1項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4～5 (略)

水質汚濁防止法施行令 (昭和46年6月17日政令第188号)

(排水基準に関する条例の基準)

第4条 法第3条第3項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法 (平成5年法律第91号) 第16条第1項の基準 (以下「水質環境基準」という。) が定められているときは、法第3条第3項の規定による条例 (農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号) 第3条第1項の規定により指定された対策地域における農用地の土壌の同法第2条第3項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。) においては、水質環境基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めることとする。

排水基準を定める省令 (昭和46年6月21日総理府令第35号)

(排水基準)

第1条 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号。以下「法」という。) 第3条第1項の排水基準は、同条第2項の有害物質 (以下「有害物質」という。) による排出水の汚染状態については、別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第2の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第1 (いわゆる「一律基準」。ふっ素の部分だけを抜粋)

有害物質の種類	排出する水域	排水量	許容限度 (mg/l)
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	全て	8
	海域に排出されるもの		15

附 則 (平成13年6月13日環境省令第21号)

- 1 この省令は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法 (以下「法」という。) 第3条第1項の排水基準は、この省令の施行の日から9年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令 (以下「改正後の省令」という。) 第1条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

3～5 (略)

※9年間：平成22年6月30日まで

有害物質の種類	業種その他の区分	排水量 (m ³ /日)	排出する水域	許容限度 (mg/l)
ふっ素及び その化合物	非鉄金属製錬・精製業	全て	海域以外の 公共用水域	11
	化学肥料製造業			10
	ほうろう鉄器製造業	50以上		15
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するもの)			
	電気めっき業			
	旅館業(昭和49年以後にゆう出した温泉を利用するもの)			
	ほうろう鉄器製造業	50未満	全て	25
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するもの)			
	電気めっき業			
	旅館業(温泉を利用するもの)			
旅館業(昭和49年に現にゆう出している温泉を利用するもの)	全て		50	

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例

(昭和53年3月17日福島県条例第18号)

(水質汚濁防止法に基づく排水基準)

第2条 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項及び第4項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域を別表第2のとおり定める。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の2の規定するその他の水域における別表第3の第2欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る水質汚濁防止法第3条第3項及び第4項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域は、平成22年7月31日までの間は、同表のとおりとする。

3 前項の規定の適用については、その工場及び事業場に係る污水等(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)から排出される污水又は廃液をいう。)を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなす。

別表第2 (いわゆる「上乘せ排水基準」。ふっ素の部分のみを抜粋)

有害物質の種類	排水量(m3/日)	許容限度 (mg/l)					
		A水域 (阿武隈川)	B水域 (阿賀野川)	C水域 (猪苗代湖等)	D水域 (いわき地先)	E水域 (相双地先)	F水域 (久慈川・黒川)
ふっ素及びその化合物	10以上 30未満	/	/	/	8(海域に排出されるものに限る。)	/	/
	30以上	/	/	/	8(海域に排出されるものに限る。)	10(海域に排出されるものに限る。)	/

ほう素及びその化合物に係る上乘せ基準は設定していない。

別表第3 (いわゆる「暫定上乘せ排水基準」)

有害物質の種類	業種その他の区分	排水量(m3/日)	A水域 (阿武隈川)	B水域 (阿賀野川)	C水域 (猪苗代湖等)	D水域 (いわき地先)	E水域 (相双地先)	F水域 (久慈川・黒川)
ふっ素及びその化合物 単位: mg/l	非鉄金属製錬・精製業(アルミニウムの精錬に係るものに限る。)	10以上 30未満	/	/	8	8	/	/
		30以上	10	8	8	8	10	10
	化学肥料製造業、ほろろ鉄器製造業、うわ薬製造業(ほろろうわ薬を製造するものに限る。)、非鉄金属製錬・精製業(アルミニウムの精錬に係るものを除く)、電気めっき業及び旅館業(昭和49年以後湧出した温泉を利用。)	10以上 30未満	/	/	10	8	/	/
		30以上	10	10	10	8	10	10

附 則 (平成19年条例第60号)

この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日(※平成19年8月6日)から施行する。

福島県生活環境の保全等に関する条例 (平成8年7月16日福島県条例第32号)

(排水指定事業場排水基準等)

第29条 知事は、指定事業場排水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、排水指定事業場に係る排水基準(以下「排水指定事業場排水基準」という。)を、特定事業場排水の汚染状態(法定外有害物質の量及び法定外項目によって示される水の汚染状態に限る。)について、特定事業場に係る排水基準(以下「特定事業場排水基準」という。)を特別排水規制水域及び特別排水規制水域以外の水域(以下「その他の水域」という。)ごとに規則で定めなければならない。

2～3 (略)

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成8年10月18日福島県規則第75号)

(特定事業場排水基準)

第25条 条例第29条第1項の特定事業場排水基準は、法定外有害物質による特定事業場排水の汚染状態については、別表第5の左欄に掲げる法定外有害物質の種類ごとに同表別表第5 排水指定事業場排水基準 (ほう素・ふっ素の部分のみを抜粋・加工)

法定有害物質の種類	排水量(m3/日)	特別排水規制水域		その他の水域	
		排出する水域	許容限度(mg/l)	排出する水域	許容限度(mg/l)
ほう素及びその化合物	全て	海域以外の公共用水域に排出されるもの	1	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10
		海域に排出されるもの	23	海域に排出されるもの	230
ふっ素及びその化合物	全て	海域以外の公共用水域に排出されるもの	0.8	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8
	30以上	海域に排出されるもの	1.5	海域に排出されるもの	10
	30未満			海域に排出されるもの	15

の中欄又は右欄に掲げるとおりとし

その他の特定事業場排水の汚染状態については、同表の左欄に掲げる法定外項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

暫定排水基準

附則別表 排水指定事業場の暫定排水基準（ほう素・ふっ素の部分のみを抜粋・加工）

法定有害物質 の種類	排水量 (m ³ /日)	その他の水域		
		業種その他の区分	排出する水域	許容限度 (mg/l)
ほう素及び その化合物	全て	ほうろう鉄器製造業	海域以外の 公共用水域	50
		うわ薬製造業(ほうろううわ薬を 製造するもの)		
		一般廃棄物処理施設である一 般廃棄物の最終処分場		
		産業廃棄物処理施設である産 業廃棄物の最終処分場		
	廃棄物処理業の用に供する廃 棄物の最終処分場	海域以外の 公共用水域	150	
	粘土かわら製造業(うわ薬かわ らを製造するもの)			
ふっ素及び その化合物	30以上	ほうろう鉄器製造業	海域以外の 公共用水域	10
		うわ薬製造業(ほうろううわ薬を 製造するもの)		
	30未満	ほうろう鉄器製造業	全て	25
		うわ薬製造業(ほうろううわ薬を 製造するもの)		

附 則 (平成19年規則第55号)

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、(以下略)
- 2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る指定事業場排出水の汚染状態についての改正後の福島県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第5の1の表その他の水域における許容限度の欄に掲げる排水基準は、平成22年6月30日までの間は、同表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度のとおりとする。